

神戸市留学生奨学生(神戸・菅原奨学生)2026年度奨学生募集案内

本奨学生は、神戸市内の大学等において勉学し、又は研究する外国人留学生を支援するものである。留学生が本奨学生を活用し、安心して勉学に励み、また、市民や企業との交流の機会を増やす等、神戸における学生生活をより有意義に過ごすことを期待する。

奨学生に応募した時点で、応募者及びその在籍大学は下記事項に同意したものとする。

I. 応募資格(次の資格にすべて該当すること)

- (1) 外国人私費留学生(留学のビザを有すること)
- (2) 神戸市内の大学または大学院に正規の学生として在学している者
(学部生については3年次以上とする、留年生は対象外)
- (3) 本奨学生となった場合他の奨学生を受けることはできない

2. 奨学生の内容及び条件

(1) 内容

- ① 奨学生は、月額80,000円とする。2カ月毎に支給する。
- ② 奨学生の支給期間は、原則1年間(2026年4月~2027年3月)とする。ただし、9月卒業などあらかじめ支給期間の短縮が明らかな者については、その期間のみの支給を前提とする。
- ③ 過去に本奨学生を受給したことがある留学生の再応募も可能とする(受給した課程の最短修業年限の範囲でのみ)。
(例) 学部で奨学生を受給した留学生は、修士・博士課程での応募はできない。
修士課程で奨学生を受給した留学生は博士課程での応募はできない。

(2) 条件

- ① 大学より総合的な観点(学業成績等)から推薦を受けた者であること。
- ② 神戸国際コミュニティセンター(以下KICC)が出席を指示する国際交流関連行事や例会に参加するとともに、報告書や「進路調査」等の提出に速やかに対応すること。
- ③ 国際交流行事及び情報発信活動に積極的に貢献すること。
- ④ 奨学生支給終了後もKICCとの関係を継続する意思があり、将来、母国と神戸との交流に貢献する意欲があること。
- ⑤ 虚偽の申請その他不正な手段により奨学生の支給を受けた場合、応募資格に該当しなくなった場合、病気その他の理由により勉学または研究を継続する見込みのない場合、学業成績または素行が不良である場合、学費の滞納がある場合等は、奨学生の支給を停止し、または打ち切るとともに、既に支給した奨学生を返納せざることがある。
- ⑥ 実際に神戸市およびその近隣に居住実態があり、現に大学に通学していること(ダブルディグリー、研究等のため、海外や遠方に転居予定の方は応募できない。一時的な帰国や旅行等は可能。)。

感染症などで来日できない場合、オンライン授業等を受講していたとしても、神戸市および近隣に居住していない期間の奨学金は、支給されない。

3. 応募方法

- (1) 奨学金の支給を受けようとするものは、在籍する大学の指定する期日までに学長あてに次の書類を提出すること。
- ① 願書(片面印刷、A4 サイズ)
*パソコンで入力したもの(手書きは不可)。日本語以外は訳文も提出。
*写真は必ず6か月以内に撮影したものを使用し、写真の裏面に名前を書いて願書に貼付。
- ② 指導教官の推薦状(日本語以外は訳文も提出)
- ③ 学業成績表(GPAの記載のあるもの)
*直近のもの、2025 年度後期成績が含まれるもの。現課程のものが入手困難な場合、前課程の成績表を添付。新入生の場合は、現在の学校に入学する前に卒業した学校の成績証明書又は入学試験の成績などを添付。
- ④ 在留カードの表裏両面コピー及びマイナ保険証(マイナンバーカード)※の表面コピー(2026 年3月時点で有効なもの)
*マイナ保険証(マイナンバーカード)の取得前の場合は、資格確認書の提出でも可。
*渡日前の新入生で、在留カードと健康保険加入の手続きが書類提出期日に間に合わない場合は、手続きができ次第追加提出。
*在留カードとマイナ保険証(マイナンバーカード)※のコピーは1枚にまとめる。
- ⑤ 入学許可書又は合格通知書などのコピー(新入生のみ)。
- ⑥ 配偶者等同居者が就職しており、給与等の一定の収入(アルバイト収入を除く)がある場合、2025 年分の収入額を証する書類(給与所得の源泉徴収票等)。

- (2) 大学から KICC への提出期限:2026 年 3 月 10 日(火)必着

4. 募集奨学生予定人数 30名

- ・募集人数30名のうち24名については、全ての国籍の方から選考。
- ・東南アジア諸国からの留学生のうち5名を東南アジア諸国優先枠として採用。
※東南アジア諸国=ASEAN 諸国(10か国)
(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)
- ・中国天津市との友好都市提携に基づく交流提携校の留学生1名を神戸市・天津市友好都市提携枠として採用。
※神戸市・天津市友好都市提携枠については、交流提携校からの推薦により決定。

5. 選考方法及び通知方法について

- (1) 大学より推薦のあった者について書類選考を行う。
＊書類選考は願書に基づき審査を行う。
＊選考においては、より多くの留学生に奨学金を活用してもらうという趣旨から、これまでに本奨学金を受給したことがない学生が優先される。
- (2) 書類選考の合否結果及び書類選考通過者の面接案内文は、2026年4月6日(月)までに大学宛一括で発送する。
- (3) 書類選考通過者には面接(最終選考)を行う。面接は2026年4月15日(水)または16日(木)の予定。
- (4) 面接の合否結果は、2026年5月12日(火)までに大学宛一括で発送する。

6. その他注意事項(提出書類・条件等)

- (1) 申請者の配偶者など同居者が国費留学生の場合は申込み資格がない。
- (2) 合格者に対し、奨学金支給式を2026年5月28日(木)に開催する予定である。
- (3) 応募書類は返却しない。
- (4) 選考基準や合否理由についての問い合わせは受け付けない。
- (5) 個別の問い合わせには応じない。問い合わせは必ず大学を通じて行うこと。
- (6) 書類は原則パソコンで入力し、書類不備(各様式の記入漏れ、添付書類の不足・不備等)がないよう、送付前に十分確認のこと。
- (7) 大学は、KICCからの奨学金受給者に関する在籍確認の照会に回答すること(年5回:6月下旬、8月下旬、10月下旬、12月下旬、2月下旬)。また、在籍状況に変更があった場合は、照会のタイミングを待たず、速やかにKICCへ連絡すること。
- (8) 上記2.(2)に記載のある奨学金支給条件を満たしていない(KICCが出席を指示する行事や例会への不参加、虚偽の申請その他不正な行為、学業成績または素行が不良である等)などの理由により、奨学金打ち切りとなった場合、または返納させる場合は、大学の責任のもと、該当者への説明、返納の手続きを行うこと。